

ご来院の皆様へ

当院では国の施策により、医療DX推進のためオンライン資格確認を導入しております。今後はマイナンバーカード利用の拡大に伴い、医療機関同士の連携による適切な診療や、薬剤の重複防止・相互作用の確認等を推進することで、より安全で質の高い医療を提供できるよう努めてまいります。

●問診票への記入について

マイナンバーカードによる保険証利用により、診療情報を医療機関同士で連携できるよう、情報取得に同意をお願いさせていただいております。

●診療情報を取得・活用する効果について

薬剤情報を取得することにより、同じ効果の薬剤を重複して処方しないよう防止することが可能になります。
また、投薬内容から患者様の病態を適切に把握することができ、必要に応じて健康診断情報等も確認することによって、適切な医療に活用いたします。

- マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、事前に健康保険証利用の申し込みが必要です。
*必ずご自身で手続きを行ってください。
- 各種公費受給者証には対応しておりませんので、受給対象の方は、今まで通り紙の受給者証のご提示をお願いいたします。
- オンライン資格確認システムの障害等により、マイナ保険証が利用できない場合がありますので、マイナ保険証での受診時でも、念のため保険証原本を持参してください。
*保険証原本の確認ができなかった場合は、自費となる可能性がございます。
- オンライン資格確認システム導入の義務化に伴い、状況に応じて診察料に「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」が加算されます。
- 従来どおり、健康保険証を使った対応も可能です。

取り組みにつきまして詳細を知りたい方は、受付にお問合せください。

令和5年10月1日